

厚木市指令第 256号  
令和3年7月9日

一般廃棄物収集運搬業許可証

厚木市金田 1141 番地 3  
ベストトレーディング株式会社  
代表取締役 堀内 継由 様

厚木市長 小林 常良



令和3年6月21日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業を廃棄物の  
処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- |                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 許可番号             | 第1-43号                            |
| 2 営業所等の所在地<br>及び名称 | 厚木市金田 1141 番地 3<br>ベストトレーディング株式会社 |
| 3 事業の範囲            |                                   |
| (1) 業の種類           | 収集運搬（積替え保管を除く）                    |
| (2) 取扱廃棄物の種類       | ごみ（一般廃棄物）                         |
| 4 許可区域             | 厚木市内                              |
| 5 許可期間             | 令和3年7月9日から<br>令和5年7月8日まで          |
| 6 許可条件             | 裏面のとおり                            |
| 7 備考               |                                   |

## 契約事業所（契約予定事業所）一覧

	事業所	住 所
1	厚木ヤクルト販売(株)	酒井2565
2	アンリツ(株) 厚木事業所	恩名5-1-1
3	(株)ユカ厚木支店	岡田3-2-8
4	(株)ジャパンビバレッジセントラル厚木支店	飯山3015-1

\* 契約事業所の変更がある場合は、許可申請事項変更届を提出すること。

\* 一般廃棄物の収集運搬について、処理業者は前月分の事業実績を毎月10日までに実績報告書により提出すること。